

事件名：マンホール事件（均等論）

法分野：特許法

知的財産高等裁判所 平成23年3月28日判決（平成22年(ネ)第10014号）

最高裁ホームページ掲載 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110414114410.pdf>**【事案の概要】**

控訴人（原審原告）は、地下構造物用丸型蓋（マンホール）に関する本件特許（特許第3886037号）の権利者である。被控訴人（原審被告）は、マンホール製品（被告製品）を製造し、販売の申出をしている。

控訴人は、被控訴人の製造する被告製品は本件特許を侵害するとして、①被告による被告製品の製造・販売・販売の申出の差止め、②半製品と各製品の製造に用いる型の廃棄、③弁護士費用相当額等の損害賠償を求めた。原審（大阪地判平成22年1月21日 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100126150415.pdf>）は控訴人の請求をいずれも棄却し、控訴がなされた。

なお、本件においてはこのほか2件の意匠権侵害差止請求事件が存在しており、上記の特許権侵害差止請求事件と原審の段階で併合されているが、本稿では検討しない（いずれも請求棄却、控訴審も原審判断を維持。）。

【争点】

- ① 被告製品は本件特許の請求項1（本件発明）を文言侵害するか。
- ② 被告製品は本件発明を均等侵害するか。

【判旨】（結論：破棄自判・・・差止請求、廃棄請求、損害賠償請求のいずれも認容）

争点①（文言侵害）について：これを認めず、原審判断を維持。

構成要件の分説

- A 丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋において、
- B 受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、
- C 蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し、
- D また、前記受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、
- E 前記蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、
- F 蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、受枠上傾斜面部と蓋上傾斜面部は嵌合し、
- G 蓋凸曲面部と受枠凹曲面部および蓋凹曲面部と受枠凸曲面部は接触しないようにしたことを特徴とする
- H 地下構造物用丸型蓋。

被告製品の『段部』22（別紙図面参照）は、垂直面と水平面とで形成されており、曲面に該当するとは認められない。そのため、被告製品は、少なくとも本件発明の構成要件Bを充足しない。

争点②（均等侵害）について：これを認め、原審判断を変更。

均等侵害の成立要件について

特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、

- ① 上記部分が特許発明の本質的部分ではなく、
- ② 上記部分に対象製品等におけるものと置き換えても特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、

- ③ 上記のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、
- ④ 対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから上記出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、
- ⑤ 対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、

上記対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である（最判平成10年2月24日・民集52巻1号113頁：ボールスプライン事件最高裁判決）。

そして、上記①における『本件発明の本質的部分』とは、明細書の特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の解決手段を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分を意味するものである。

本件発明の意義について

- ・ 本件発明は、閉蓋の際、パールで蓋本体を引きずるようにしたり、蓋本体を後方から受枠内に押し込むだけで蓋本体をスムーズに収めることができるマンホールを提供することを課題とし、
- ・ そのために、『受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し』（構成要件B・C）、このような構成を採ることにより、
- ・ 『閉蓋の際、蓋凸曲面部が受枠凸曲面部によってガイドされながら移動し、パールで蓋本体を引きずるようにしたり、蓋本体を後方から押し込むだけで蓋本体を受枠内にスムーズに納めることができる』（本件作用効果①）ものとされている。

また、

- ・ 『受枠の内周面上部に受枠上傾斜面部と受枠下傾斜面部を形成し、蓋本体の外周側面に蓋上傾斜面部と蓋下傾斜面部を形成し、閉蓋状態において、受枠上傾斜面部と蓋上傾斜面部および受枠下傾斜面部と蓋下傾斜面部は嵌合し、蓋凸曲面部と受枠凹曲面部および蓋凹曲面部と受枠凸曲面部は接触しないようにする』（構成要件D～G参照）という構成を採ることによって、
- ・ 『蓋本体のガタツキを防止できるとともに、土砂、雨水等の地下構造物内部への侵入を防止できる』（本件作用効果②）ものとされている。

要件①について

- ・ 本件発明は、従来技術（平受構造、急勾配受構造）で用いられていた「内罫（棚部）」を用いず、「凸曲面部」と「凹部」で構成することにより、本件作用効果①を奏するようにした。被告製品においても、「凹曲面部」はないものの、本件発明の構成と類似の構成を採用したことによって、蓋本体を受枠内にある程度スムーズに収めることができる。このように、「内罫（棚部）」を設けず、凸曲面部と凹部とで受枠を構成するという点において、本件発明と被告製品とは共通している。
- ・ 以上を前提として、明細書のすべての記載や、その背後の本件発明の解決手段を基礎付ける技術的思想を考慮すると、本件発明が本件作用効果①を奏する上で、蓋本体及び受枠の各凸曲面部が最も重要な役割を果たすことは明らかであって（段落【0009】【0020】等参照）、『受枠には凹部が存在すれば足り、凹曲面部は不要である』との控訴人の主張は正当である。
- ・ そのため、本件発明において、受枠の『凹曲面部』は本質的部分に含まれない。
- ・ なお、明細書の段落【0020】の記載においては、本件作用効果②を奏するにあたり、受枠の凹部が『曲面部』であるかどうかは問題とされていないといえ、本件作用効果②を奏する上でも、受枠の凹部が『曲面部』であることは本質的部分には含まれない。

※ 原審の判断

- ・ 本件明細書全体を見ても、蓋凸曲面部がガイドされるにあたり、受枠凹曲面部が直接的に果たす役割については明示されていない。

- ・しかしながら、【0009】は、(【0008】に引き続き、「このような構成にすることで・・・」と記載することで、)【0008】の構成、すなわち「受枠に凸曲面部と凹曲面部を連続して形成し、蓋本体にはこれに倣う形で凹曲面部と凸曲面部を連続して形成すること」を、本件作用効果①発生の前提として記載している。また、【0020】も、【0008】の構成によって本件作用効果①が発生する旨説明する。
- ・これらのことからすれば、本件発明は、受枠に凸曲面部と凹曲面部を連続して形成し、蓋本体にはこれに倣う形で凹曲面部と凸曲面部を連続して形成することをもって、本件作用効果①を発生する発明といえる。
- ・したがって、受枠凹曲面部の形状は、本件発明の主要な根拠となる部分であり、凹曲面部の形状が本件発明の技術的思想の中核をなす特徴的部分でないということとはできない。

要件②～⑤について

要件② 裁判所における実演結果からすれば、本件発明と被告製品とでは、蓋を閉じる際、蓋の移動についての作用効果に本質的な差異はなく、被告製品においても、本件作用効果①を奏することができるというべきである。

また、被告製品は、蓋と受枠の上部斜面部どうし、蓋の環状凸面と受枠垂直面が、いずれも互いに嵌合し、中間にある隙間部分は互いに接触しないように構成されているため、被告製品が本件作用効果②を奏することは明らかである。

要件③ 『凸曲面部』を『段部』に置き換えるということは、すなわち、『曲面部』を二本の略『直線部』に置き換えるということである。そして一般に、部材を制作するにあたり、曲線よりも直線で構成することが容易であるため、このような置換自体に何ら困難があるとはいえない。

そのため、被告製品の製造時点において、当業者が、本件発明の凹曲面部を凹部（段部）に置き換えることを想到するにつき、特段の困難があったものとは認められず、むしろこのような置換は容易であった。

要件④ 本件特許の出願時に、マンホールの分野において、蓋本体と受枠とを傾斜面部により嵌合支持すること自体は周知であったとしても、被告製品のように、内鏝を設けずに本件作用効果①・②を奏するような解決手段は容易に想到し得なかった。

要件⑤ 控訴人による特許出願過程における手続補正所、意見書を参照してもなお、控訴人が同出願手続において、特許請求の範囲から被告製品のような構成を意識的に除外した等の特段の事情があるとは認められない。

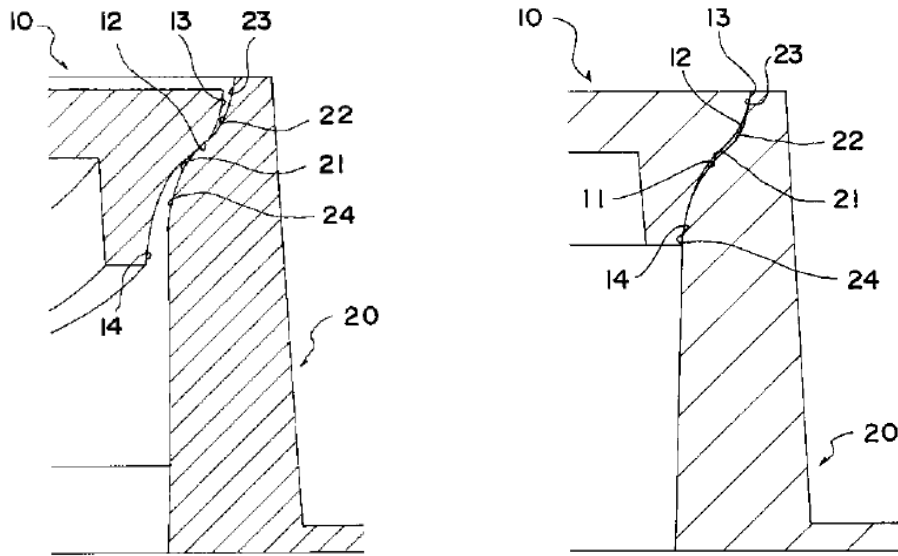
【コメント等】

原審判決は、クレームにおける、受枠の凹部が『曲面部』であることが、均等第1要件との関係で発明の本質的部分であるか否かの認定にあたり、明細書の形式的な記載を重視して本質的部分と判断して均等侵害の成立を否定したが、本判決は、技術思想の実際に踏み込んで当該構成が本質的部分であることを否定し、均等侵害を肯定した。

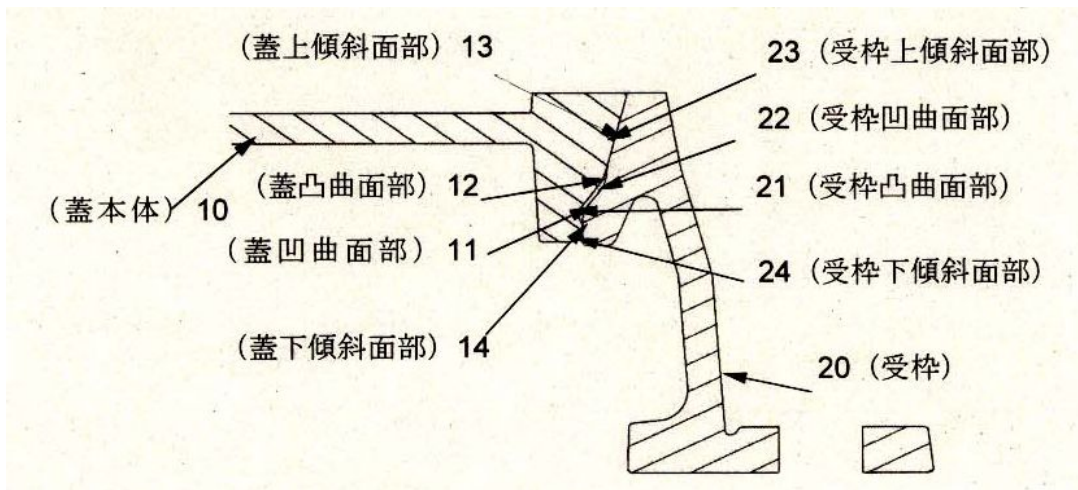
特許侵害訴訟において、均等論によってこれを認容したケースは近年僅少であり、わずかに知財高裁平成21年6月29日中間判決・判時2077号123頁（中空ゴルフクラブヘッド事件）が指摘できる程度である。本判決は、知財高裁による均等侵害の認容事例として実務上参考になると思われるため、紹介する。

別紙

【本件発明】（本件特許の特許公報5頁より抜粋）



【イ号製品】（原審判決47頁より抜粋）



【ロ号製品】（原審判決49頁より抜粋）

